

生衛いばらき WEB版 第52号

令和7年6月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

茨城県生活衛生営業指導センターにおいて 理事会及び評議員会が開催されました

当センターの理事会及び評議員会が次のとおり開催されました。

【定時理事会】

日時 令和7年6月10日(火) 14時30分～

場所 茨城県三の丸庁舎 3階会議室B

- 議案
- ・ 令和5年度事業報告の承認について
 - ・ 令和5年度収支決算報告について
 - ・ 常勤役員及び職員の給与及び旅費に関する規定の一部改正について
 - ・ 評議員会の招集について
 - ・ 役員の辞任に伴う理事及び監事の候補者の推薦について

※議案は全て承認

【評議員会】

日時 令和7年6月25日(水) 14時30分～

場所 ホテルレイクビュー水戸

- 議案
- ・ 令和6年度収支決算の承認について
 - ・ 評議員の選任について
 - ・ 理事及び監事の選任について
 - ・ 常勤役員及び職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正について

※議案は全て承認

【臨時理事会】

日時 令和7年6月25日(水) 15時30分～

場所 ホテルレイクビュー水戸

- 議案
- ・ 理事長、副理事長及び専務理事の選定について

※議案は全て承認

茨城県生活衛生指導センター令和6年度実施事業(概要)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

生活衛生業界を取り巻く環境は、原材料費の高騰や人手不足、後継者不足、さらには生活衛生同業組合員数の減少など、一層厳しさを増しています。

当センターでは、生活衛生業界の振興及び消費者の利益擁護の観点から、行政機関をはじめ、関係機関と連携しながら、次のとおり各種事業を実施しました。

1 公益目的事業

(1) 生衛業者、消費者等からの相談・指導対応等事業

当センターに衛生管理、経理、融資等に関する専門的な知識を有する生活衛生経営指導員3名及び事務職員1名を配置し、常設の相談窓口で来訪及び電話等による生衛事業者からの相談及び消費者からの苦情対応のほか、相談者の利便性を図るため、店舗等の個別巡回訪問や地区相談を実施しました。

①生衛業の経営に関する相談等

- ・窓口相談件数：126件
- ・巡回相談件数：412件
- ・地区生活衛生営業相談件数：3件
- ・税理士による税務相談件数：2件
- ・日本政策金融公庫「一般貸付」

推薦書交付件数：33件



②生衛業における感染症予防対策等衛生に関する相談等

- ・指導助言件数：123件
- ・全国指導センターが実施した「令和6年度衛生水準の確保・向上事業」への協力 等

③消費者懇談会

- ・消費生活センター職員、消費者団体代表者、生衛組合の役員等(令和6年度は中華料理)を招いた消費者懇談会の開催(令和6年9月24日)

④経営特別相談員研修会

- ・経営特別相談員の資質の向上を目的とした経営特別相談員研修会の開催

第1回：令和6年7月16日(火) ホテルレイクビュー水戸
参加者数43名

第2回：令和7年2月18日(火) 水戸三の丸ホテル
参加者数42名



(2) 後継者育成支援事業

中学生に生衛業の魅力、やりがい等を感じてもらい、就労促進につなげるため、中学校に講師を派遣し出前授業を実施しました。

実施校数：32校(3,182名)



(3) 研修・講習会等事業

生衛業者等を対象に、必要な知識や情報を習得してもらうことを目的とした経営セミナーを開催したほか、クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会を実施し、同時に感染予防への働きかけも行いました。

①経営セミナー

・令和7年2月18日(火) 水戸三の丸ホテル 参加者数42名
(特相員研修会と兼ねて実施)

②クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会

【クリーニング師研修会】

令和6年	8月18日(日)	県立歴史館	参加者数45名
令和6年	8月20日(火)	霞ヶ浦環境科学センター	参加者数38名
令和6年	8月29日(木)	県西生涯学習センター	参加者数24名

【クリーニング従事者講習会】

令和6年	11月6日(水)	県西生涯学習センター	参加者数21名
令和6年	11月19日(水)	霞ヶ浦環境科学センター	参加者数22名
令和6年	11月22日(火)	県立歴史館	参加者数54名

(4) 標準営業約款登録普及促進事業

厚生労働省の定める標準営業約款に従って営業を行おうとする者の募集、調査、審査及び登録の事務を行うとともに、生衛業者及び消費者に対し指導センターのホームページ、市町村広報誌、講習会によるPRなどにより本制度の周知と普及に努めました。

〈登録数(令和6年度末現在)〉

理容業	669件
美容業	265件
クリーニング業	20件
麺類業	2件



(5) 情報の収集及び提供事業

広く生衛業に関する情報を発信するため、当センターのホームページ及び広報誌「生衛いばらき(年1回発行、その他web版は6回掲載)」を通じて、相談・指導等事業や研修・講習会の案内、標準営業約款制度の周知、生衛業界の動向などの情報を提供しました。

広報誌発行部数 4,000部

(6) 事業承継推進

生衛業者の高齢化に伴う後継者問題に対応するべく、事業承継の推進を図るため、令和5年に締結した日本政策金融公庫との事業承継に関する覚書に加え、令和6年4月1日付けで茨城県事業承継・引継ぎ支援センターの茨城県事業承継ネットワーク構成機関に加わりました。

2 収益事業

(1) 生衛業景気動向等調査事業(日本政策金融公庫関係)

70件を対象に4回実施

(2) 生衛業経営状況調査(厚生労働省関係)

70件を対象に4回実施

茨城県生活衛生営業指導センター役員が改選されました

令和7年6月25日付けで、次のとおり当センター役員が改選されました。

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター役員名簿

令和7年6月25日現在

役 職	氏 名	所 属・職 名
理事長	阿部 謙二	茨城県麺類業生活衛生同業組合理事長
副理事長	寺内 龍地	茨城県興行生活衛生同業組合理事長
副理事長	内田 泰男	茨城県食肉生活衛生同業組合理事長
副理事長	中島 正道	茨城県中華料理生活衛生同業組合理事長
専務理事	渡邊 真司	(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター経営指導員
理 事	志村 勝美	茨城県美容業生活衛生同業組合理事長
理 事	飯野 高嗣	茨城県理容生活衛生同業組合理事長
理 事	川崎 徹	茨城県クリーニング生活衛生同業組合理事長
理 事	竹内 順一	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
理 事	小倉 三雄	茨城県すし商生活衛生同業組合理事長
理 事	堀越 恒夫	茨城県料理飲食業生活衛生同業組合理事長
監 事	大和田佳典	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合副理事長
監 事	大金 一次	茨城県理容生活衛生同業組合副理事長

※任期は令和9年度定時評議員会終結時

茨城県生活衛生営業指導センター評議員が改選されました

令和7年6月25日付けで、次のとおり当センター評議員が改選されました。

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 評議員名簿

令和7年6月25日現在

氏 名	役 職 名
田村 浩寿	茨城県美容業生活衛生同業組合副理事長
小野瀬文隆	茨城県理容生活衛生同業組合副理事長
佐野 徹	茨城県クリーニング生活衛生同業組合専務理事
大内 靖	茨城県興行生活衛生同業組合理事
岩崎 政一	茨城県麺類業生活衛生同業組合副理事長
稲石 本也	茨城県食肉生活衛生同業組合理事
阿久津博史	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事兼事務局長
櫻井 弘巳	茨城県すし商生活衛生同業組合監事
根本 國光	茨城県中華料理生活衛生同業組合副理事長
山口 晃平	茨城県料理飲食業生活衛生同業組合副理事長
福岡 和樹	株式会社日本政策金融公庫水戸支店支店長兼国民生活事業統轄

※任期は令和11年度定時評議員会終結時

令和7年度クリーニング師研修の日程が決まりました

実際にクリーニング業務に従事しているクリーニング師は、業務従事開始後1年以内に、その後は3年に一度、繊維やクリーニング、関係法令などに関する最新の知識を習得し、技術を研鑽するためのクリーニング師研修を受講することがクリーニング業法によって義務付けられています。

令和7年度クリーニング師研修の日程等が次のとおり決定しました。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング師の方には個別にご案内いたします。

1 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和7年8月21日（木）	鹿嶋勤労文化会館（鹿嶋市）
令和7年8月27日（水）	県西生涯学習センター（筑西市）
令和7年9月2日（火）	霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和7年9月7日（日）	県立健康プラザ（水戸市）

※いずれも午後1時～5時の予定です。

2 研修科目

- （1）洗濯物の受取、保管及び引渡し
- （2）洗濯物の処理
- （3）繊維及び繊維製品
- （4）衛生法規及び公衆衛生



3 対象者

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師の方
（業務従事開始後1年以内又は研修受講終了後3年を超えない期間ごと）

4 申込方法

本年度受講対象となる方にはあらかじめ通知書を発送致しますので、所定の申込用紙で各会場の開催日10日前までに当センターへ郵送またはFAXにてお申込みください。

申込先：茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎

TEL 029-225-6603

FAX 029-225-6638

5 受講料 5,000円（当日会場に持参してください。）

※ 受講を修了した方に対しては、所定の修了証書を交付するとともに、管轄の保健所に受講済みの報告をします。

地区生衛相談室のご案内

当生衛センターでは、生衛業者の経営、融資、衛生管理等に関する相談に対して助言等を行う地区生衛相談室を次のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制とさせていただきますので、まずは日本政策金融公庫土浦支店または茨城県生活衛生営業指導センターまでお問合せください。



【開設場所】 日本政策金融公庫 土浦支店

【日 時】 原則 毎月第二火曜日 10:00～15:00

お問い合わせ先

○日本政策金融公庫 土浦支店

TEL 029-822-4141

○茨城県生活衛生営業指導センター

TEL 029-225-6603

専門家による無料個別相談・指導を実施します

当生衛センターでは、生活衛生関係営業経営支援対策事業（令和6年度補正予算事業）として、「専門家による無料個別相談・指導」を令和7年4月から令和7年12月末日まで実施しています。

各種支援施策の手続きや経営全般に関する個別相談を、中小企業診断士、税理士等の専門家が**無料**で行います。

詳しくは次頁のチラシをご覧ください。

お気軽にご相談を！！

私が見える
補助金・助成金は
ありますか？



そろそろ
デジタル化
してみようかな



そろそろ
後継ぎ
考えなくちゃ…



生活衛生業の皆様へ

「今困っていること」を専門家に相談してみませんか!!

無料

実施期間

令和7年
12月末まで

運転資金・設備資金が
必要だけど、
どうしたらいいの？



商売が上手く
いかない
どうしたら
いいの



支援施策の手續や
経営全般に関する
個別相談を
中小企業診断士、
税理士等の専門家が
無料で行います。

令和6年度補正
生活衛生関係
営業経営支援
対策事業

問合せ先

申込は当指導センターまで ▶▶▶

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL.029-225-6603 FAX.029-225-6638

営業時間／9:00～17:00（平日のみ） 担当者／亀山 萩原

E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp



生活衛生関係営業経営支援対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代 表 者 名				
住 所	〒			
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名	
連 絡 先	T E L		F A X	
	E-mail			
業 種				
相 談 項 目	☐ 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 ☐ 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 ☐ デジタル化対応に関する相談・指導 ☐ 税制活用に関する相談・指導 ☐ 社会保険、労働保険等人事労務に関する相談・指導 ☐ 事業承継に関する相談 ☐ 経営に関する相談・指導			
相 談 内 容				
加入生衛組合 組 合 名 (該当項目に☑)	☐ 理 容 ☐ 美 容 ☐ 興 行 ☐ クリーニング ☐ ホテル旅館 ☐ 麺 類 ☐ 食 肉 ☐ す し ☐ 中華料理 ☐ 料理飲食 ☐ 加 入 な し			

全国生活衛生営業指導センターからのお知らせ

【令和6年度生衛業収益力向上セミナーの動画を公開しました】

全国生活衛生営業指導センターでは、令和6年度全国4カ所で「生衛業収益力向上セミナー(飲食業向け)」を開催しました。

この度、当該セミナーの動画を「せいえい経営支援ポータルサイト」にて公開しましたのでご視聴ください。

また、「せいえい経営支援ポータルサイト」では、生衛業向けのお役立ち動画を作成して、順次公開していますので、そちらも併せてご視聴ください。

1 動画内容

(1) カスタマーハラスメント実践対策セミナー 講師：蔵中一浩氏

(2) 生衛業収益力向上セミナー基調講演 講師：高井将也氏

(3) 人が辞めないお店になるためにリーダーが学ぶべきただ一つのこと

講師：荒井静雄氏

(4) 人が主役の人材育成 講師：大久保伸隆氏

(5) あなたならどうする？～ゼット世代の育成と定着のヒント～ 講師：越智恵氏

2 公開先

せいえい経営支援ポータルサイト

<https://seieiportal.taiyo-wp.com/>



簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500 万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



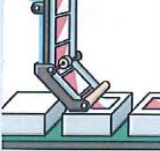
清掃ロボット



券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5輪制御マシニングセンタ



スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

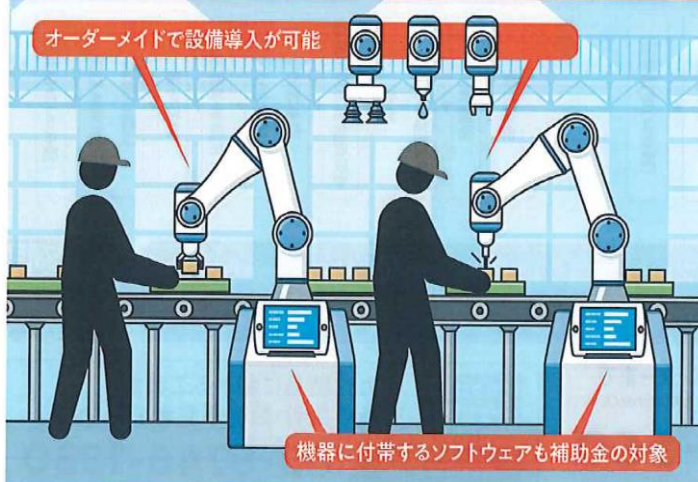
一般型 NEW!

補助率※

中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額

最大 1 億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 中小企業	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	2/3 小規模・再生	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請種の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。